

農商務省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付

セラレムコトヲ請フ

大正十二年三月十八日

内閣總理大臣男爵加藤友三郎



内

閣

内

閣

勅令第

號

農商務省官制中左ノ通改正ス

第一條中「鑛山及地質」ノ下ニ「畜産」ヲ加フ

第三條中「十七人」ヲ「十九人」ニ改ム

第四條中「七局」ヲ「八局」ニ改メ「食糧局」ノ次

ニ「畜産局」ヲ加フ

第五條中「畜産家畜衛生」ヲ削ル

第九條ノ三ヲ第九條ノ四トシ第九條ノ

二ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第九條ノ三 畜産局ニ於テハ家畜ノ改

良増殖家畜衛生其ノ他畜産ニ關スル
事務ヲ掌ル

第十一條 農商務省ニ取引所監督官及
取引所監督官補ヲ置キ商務局ニ屬セ
シム

取引所監督官ハ農商務書記官農商務
事務官又ハ農商務技師ヲ以テ取引所
監督官補ハ農商務屬又ハ農商務技手
ヲ以テ之ニ充ツ

取引所監督官ハ取引所法施行ニ關ス

ル事務ヲ掌ル

取引所監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ
取引所法施行ニ關スル事務ニ従事ス

第十二條中「七人」ヲ「六人」ニ改ム

第十四條中「八十五人」ヲ「八十七人」ニ「五人」

ヲ「六人」ニ「百七十八人」ヲ「百七十五人」ニ改

ム

第十五條中「百七十三人」ヲ「百七十二人」ニ

改ム

附則

本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

逋信省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付
セラレムコトヲ請フ

大正十二年三月十八日

内閣總理大臣男爵加藤友三郎

